## 障害福祉課より 2つの条例を新しく制定しました

### 「さぬき市障害を理由とする 差別をなくし共に学び 共に生きる社会づくり条例」

平成28年4月に施行された「障害者 差別解消法」では、県や市町などの行 政機関、会社やお店などの民間事業者 が、障害者に対し「不当な差別的取扱 い」をすることを禁止し、「合理的な配 慮|を提供することが求められていま す。

市では、障害者差別の解消に向けた 取組みの具体的施策として、障害のあ る人もない人も分け隔てられること なく、お互いに一人ひとりの尊厳を大 切にしあう共生のまちづくりを推進す るため、本条例を制定しました。

#### 〈条例の概要〉

障害を理由とする差別の解消について の基本理念を定め、市の責務並びに市 民および事業者の役割を明らかにす るとともに、障害を理由とする差別の 解消のための施策などについて定め ています。

#### 〈「不当な差別的取扱い」とは〉

正当な理由が無いのに、障害を理由と して、サービスの提供を拒否したり、制 限したりすることは禁止されています。

#### 〈「合理的配慮」とは〉

障害のある人から配慮を求められた 場合には、負担になりすぎない範囲で 応えることが求められます。

### 「さぬき市手話言語及び障害の特性に 応じたコミュニケーション手段に 関する条例」

市では、手話が言語であるとの認識を深 め、障害の特性に応じたコミュニケーショ ン手段への理解を広げる取組みをより一 層推進することにより、障害者の権利を守 り、全ての人が相互に人格と個性を尊重し ながら、多様性を認め合う共生社会を実現 するため、本条例を制定しました。

#### 〈条例の概要〉

「手話が言語であるとの認識の拡大」と「障 害の特性に応じたコミュニケーション手段 の普及啓発及び利用促進」に関する基本理 念を定め、市の責務並びに市民および事業 者の役割を明らかにするとともに、市の施 策の推進などについて定めています。

#### 〈手話言語とは〉

手話は、音声言語である日本語や英語と同 じように独自の言語体系を持ち、手や指の 動きの他にも、空間や表情などを用いて視 覚的に表現する言語です。

#### 〈障害の特性に応じた

コミュニケーション手段とは〉

手話、要約筆記、点字、音訳、絵図など、それ ぞれの障害の特性やその方の状況に応じた 様々なコミュニケーション手段があります。

今後、これらの手段に対する理解の促進 や環境の整備など、関連施策を推進してい きます。

【問】障害福祉課 ☎(0879)26-9903

# 手話通訳者の 設置について

市では、手話をコミュニケー ション手段としている方が福祉 事務所を利用する際等の手助 けをするため、定期的に手話通 訳者を設置しています。ご相談 や手話に関するお話も受け付 けていますので、気軽にお立ち 寄りください。

#### ○利用対象者

市内に居住する聴覚障害者、 その他手話に関する相談等 を希望される方

#### ○設置場所

寒川庁舎1階相談室

#### ○設置日·時間

毎週水曜日(水曜日が休日の 場合は、その翌日) 8:30 ~ 17:00

#### 【問】障害福祉課

**2**(0879)26-9903

# 手話通訳者および 要約筆記者の 派遣を行っています

#### ○派遣の対象となるのは…

市内に住所を有し、聴覚、 音声機能または言語機能に 障害があり、手話または要約 筆記によるコミュニケーショ ンを必要とする方が、官公 署、医療機関その他日常生活 を営む上で必要な機関で手 続きをするときなどです。

#### ○以下の場合は、派遣対象とな りません。

- ・営利を目的としている場合
- ・個人の趣味や娯楽に関する 場合
- ·講演会等、主催者側の経費 で賄える場合
- ・政治的行為や宗教的な目的 の場合
- ※手話通訳者および要約筆記 者の派遣を受けたいときは、 それぞれ事前の申請(基本的 には、派遣を希望する日の1 週間前までに)が必要です。

#### 【問】障害福祉課

**2**(0879)26-9903

# 要約筆記サークル「幸」 「聞こえ」の講座の開催について

#### 第2回 9月29日(日) 13時30分~16時

- 生活弱者(障害者・高齢者等)を取り巻く環境 ~虐待って特別なこと?~
- 心の疲れにアロマでハンドマッサージ

#### 10月27日(日) 13時30分~16時 第3回

- もしも災害が起きてしまったら ~防災と減災~
- 避難所でもできる ストレス解消ストレッチ
- 場 所 造田ふれあいプラザ(JR造田駅前)

【問】要約筆記サークル「幸」 ☎·FAX(087)895-2151